

ホームページへの掲載が必要な施設基準等と揭示事項

ホームページに掲載すべき内容は算定している加算等によって異なりますので、医療機関様のご状況に合わせてホームページに掲載する必要があります。

以下にホームページへの掲載が必要な施設基準等と揭示事項をまとめましたので、ご活用ください。

さらに詳しい内容は、最下部の参考資料をご確認ください。

★がついている項目は令和6年度の診療報酬改定の以前よりホームページへの掲載が施設基準等に定められており、経過措置（令和7年5月31日まで）の対象外です。

対象となる施設基準等および揭示事項

保険医療機関及び保険医療養担当規則等、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準

揭示事項

（保険医療機関及び保険医療養担当規則で定められた揭示事項）

- ・ 食事療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 生活療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項

（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則で定められた揭示事項）

- ・ 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項

（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準で定められた揭示事項）

- ・ 運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者の指定訪問看護の選択に資すると認められる重要事項

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準で定められた揭示事項）

- ・ 食事療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 生活療養の内容及び費用に関する事項
- ・ 評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項

小児かかりつけ診療料

揭示事項

- ・ 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行うこと。
- ・ 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。
- ・ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行

- い、保護者からの健康相談に応じること。
- ・ 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行うこと。
- ・ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。
- ・ 不適切な養育にも繋がりを育児不安等の相談に適切に対応すること。

医療情報取得加算

揭示事項

- ・ 電子資格確認を行う体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと

医療DX推進体制整備加算（歯科、調剤）

揭示事項

- ・ 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと

明細書発行体制等加算

揭示事項

- ・ 療担規則で規定する明細書を患者に無償で交付していること

歯科外来診療における院内感染防止対策

揭示事項

- ・ 歯科外来診療の院内感染防止対策

地域歯科診療支援病院歯科初診料

揭示事項

- ・ 歯科外来診療の院内感染防止対策

歯科外来診療医療安全対策加算

揭示事項

- ・ 歯科診療に係る医療安全対策

病院の入院基本料

揭示事項

- ・ 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合

診療所の入院基本料

揭示事項

- ・ 現に看護に従事している看護職員の数

ハイリスク分娩等管理加算

揭示事項

- ・ 一年間の分娩実施件数

後発医薬品使用体制加算

揭示事項

- ・ 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨
- ・ 医薬品の供給が不足等した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直しを行う等、適切に対応する体制に関する事項
- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること、変更する場合には入院患者に十分に説明すること

バイオ後続品使用体制加算

揭示事項

- ・ バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいる旨

協力対象施設入所者入院加算

揭示事項

- ・ 当該介護保険施設等と平時からの連携体制を構築していること

特定一般病棟入院料1

揭示事項

- ・ 現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合

情報通信機器を用いた診療★

揭示事項

- ・ 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと

機能強化加算★

揭示事項

- ・ 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと
- ・ 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること
- ・ 保健・福祉サービスに関する相談に応じること
- ・ 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと
- ・ 医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索できることを、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること

地域包括診療加算

揭示事項

- ・ 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること

- ・当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること
- ・患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること

院内トリアージ実施料

揭示事項

- ・院内トリアージの実施基準

ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及びハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)

揭示事項

- ・ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等

介護保険施設等連携往診加算

揭示事項

- ・当該介護保険施設等と連携体制を構築していること

在宅医療DX情報活用加算

揭示事項

- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと

在宅医療情報連携加算

揭示事項

- ・在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築している医療機関であること

訪問看護医療DX情報活用加算

揭示事項

- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護・指導を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護・指導を行うこと

コンタクトレンズ検査料

揭示事項

- ・当該検査を含む診療に係る費用

外来後発医薬品使用体制加算 1

揭示事項

- ・後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨
- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制に関する事項

- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること、変更する場合には患者に十分に説明すること

一般名処方加算

揭示事項

- ・ 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること

医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術

揭示事項

- ・ 当該手術の一年間の実施件数

歯科技工加算1及び2

揭示事項

- ・ 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯を修理する体制が整備されている旨

がん性疼痛緩和指導管理料

揭示事項

- ・ がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制について

地域包括診療料

揭示事項

- ・ 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨
- ・ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること
- ・ 患者の状態に応じ、28日以上以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること

外来腫瘍化学療法診療料1

揭示事項

- ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること
- ・ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること
- ・ 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する保険医療機関の名称等

外来腫瘍化学療法診療料3

揭示事項

- ・当該保険医療機関において外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること
- ・当該他の連携する医療機関の名称等

連携充実加算★

揭示事項

- ・当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメン
- ・他の保険医療機関及び保険薬局からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制について

参考資料

- ・令和6年厚生労働省令第35号保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令
- ・令和6年厚生労働省告示第55号高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示
- ・令和6年3月5日保医発0305第4号診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）別添1 医科診療報酬点数表に関する事項
- ・令和6年厚生労働省告示第58号基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和6年3月5日保医発0305第5号基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）別添1 初・再診料の施設基準等
- ・令和6年厚生労働省告示第59号特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件
- ・令和6年3月5日保医発0305第6号特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）別添1 特掲診療料の施設基準等

掲載先：[厚生労働省 令和6年度診療報酬改定について](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

ニチイ学館の医療機関・調剤薬局向けホームページ制作サービス MediClips（メディクリップス）は「保険医療機関の書面揭示」専用ページや例文をご用意し、施設基準等の順守をサポートしています。

[初期費用0円・月額（税別）4,800円～ MediClips（メディクリップス）サービス詳細ページはこちら▶](#)

<https://medi.nichiigakkan.co.jp/service/medical/mediclips/>